



四国中央市とりのこさない支援体制整備事業 (重層的支援体制整備事業)

実 施 計 画

四 国 中 央 市

【目 次】

1. 背景	2
2. 事業の概要	3
3. 位置づけ	3
4. 計画期間	5
5. 対象	5
6. とりのこさない支援体制整備事業において実施する事業	6
7. 関係機関間の連携	10
8. 計画の推進	10
9. 計画の検証	10
10. 策定までの経緯	11
11. 参考（関係法令等）	13

1. 背景

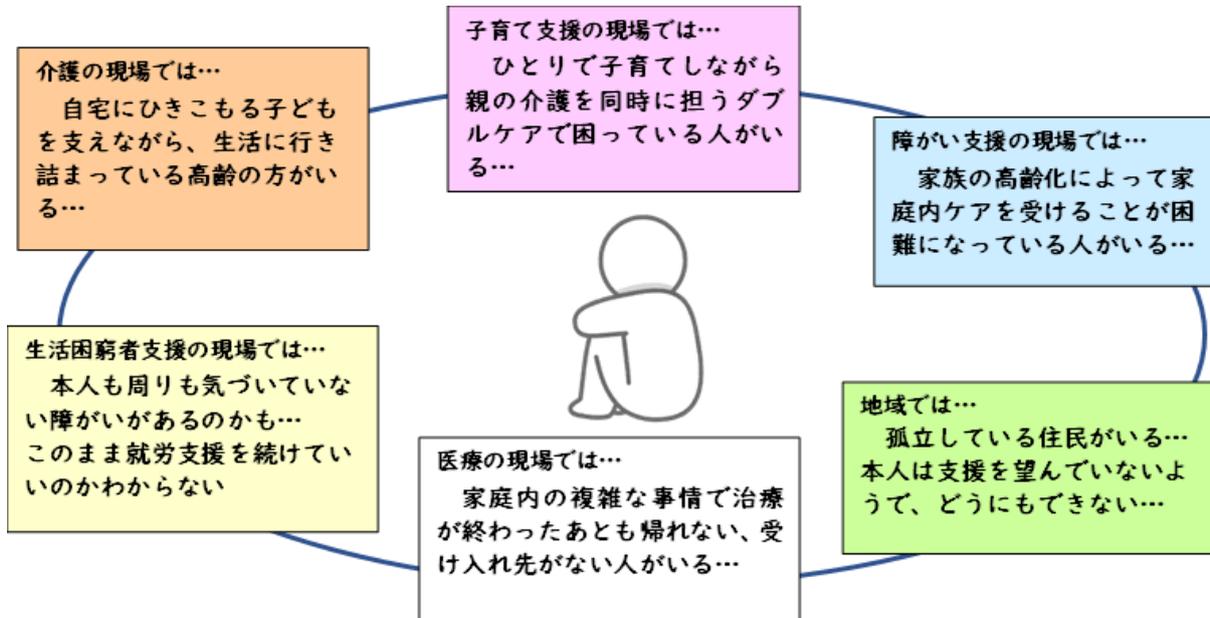
近年、地域福祉に係る課題は多様化、複雑化しており、少子高齢化・人口減少の加速化に加え、価値観の変化・多様化による社会構造の変化などを背景に、「ひきこもり」や「ダブルケア」（介護と子育ての問題を同時に抱える世帯）、「ヤングケアラー」（本来大人がやるべき家事や家族の世話を日常的に子どもが担っている。）などの複合的な課題や、既存の支援制度では対応の難しい制度の狭間の問題が増えています。（図1）

本市の現状は、「ひきこもり」については、平成30年に愛媛県が行った「ひきこもり等に関する実態調査結果」によると、「ひきこもり」該当者数の人数は、本市で90人とされています。「ダブルケア」については、平成28年に内閣府男女共同参画局が行った15歳以上に占めるダブルケアを行う者の割合は約0.2%とされていますので、これを本市に置き換えると約150人となります。「ヤングケアラー」については、令和6年に本市が市内の小中学校の児童生徒を対象に「子どもの生活実態に関する調査」を実施しましたが、調査結果を分析したところ、「ヤングケアラー」の認識不足等もあり、正確な数字となっていないのが実状です。（表1）

このような社会情勢を受け、令和2年6月には、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を進めることで、地域共生社会を実現することを目的として、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、改正された社会福祉法（以下「法」という。）において「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

本市では、重層的支援体制整備事業を「四国中央市とりのこさない支援体制整備事業」（以下「この事業」という。）として実施するものです。

社会的孤立（ひきこもり）・ダブルケア・8050問題など複雑・複合化した生活課題（図1）



本市の現状

（表1）

ひきこもり (H30 愛媛県調査)	ダブルケア (H28 内閣府調査)	ヤングケアラー
90人	約150人（推計）	未確定

2. 事業の概要

この事業は、既存の介護、障がい、こども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民やその世帯の複雑・複合化した支援ニーズに対し、分野を超えた関係機関と地域住民等との連携・協働を基盤として対応するものです。

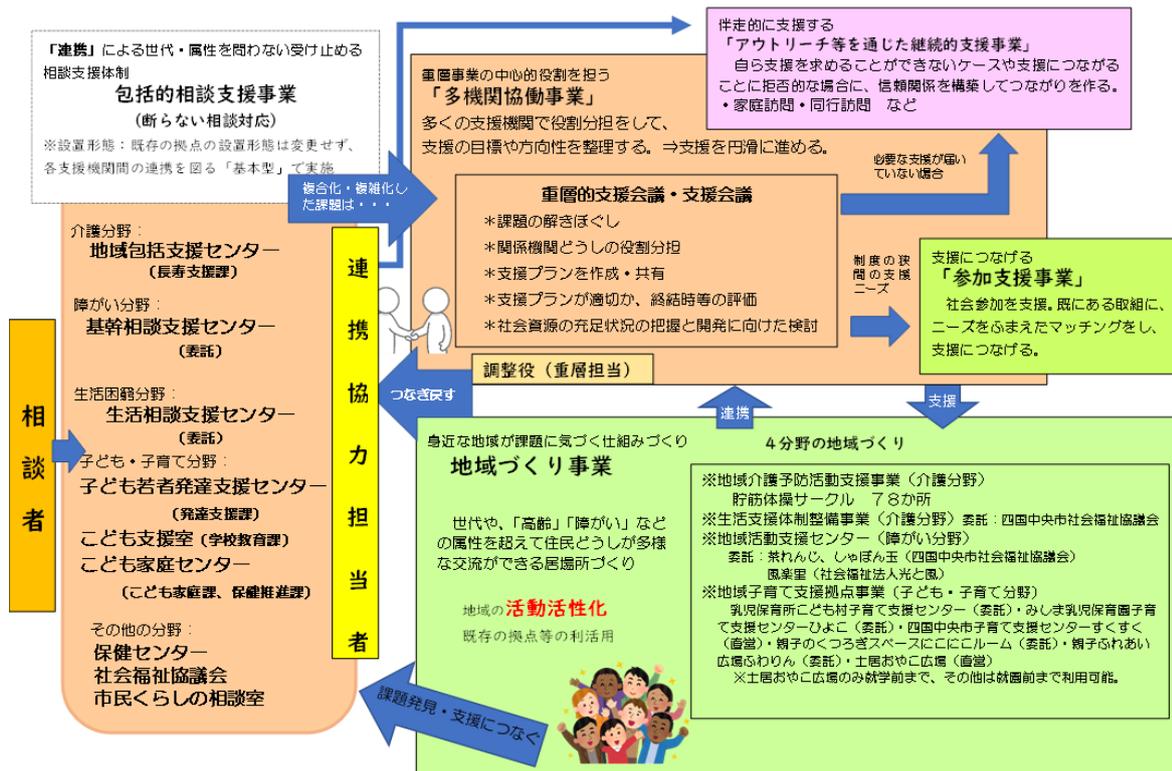
また、実態把握が困難とされる「ひきこもり」や「ダブルケア」、「ヤングケアラー」等の早期発見・早期把握の入口となり、適切な支援に繋がるよう支援体制の充実を図るものです。

なお、この事業では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、次の（１）から（５）までの事業を一体的に実施いたします。（図２）

- （１）属性を問わない相談支援
- （２）地域づくりに向けた支援
- （３）参加支援
- （４）アウトリーチ等を通じた継続的支援
- （５）多機関協働による支援

（図２）

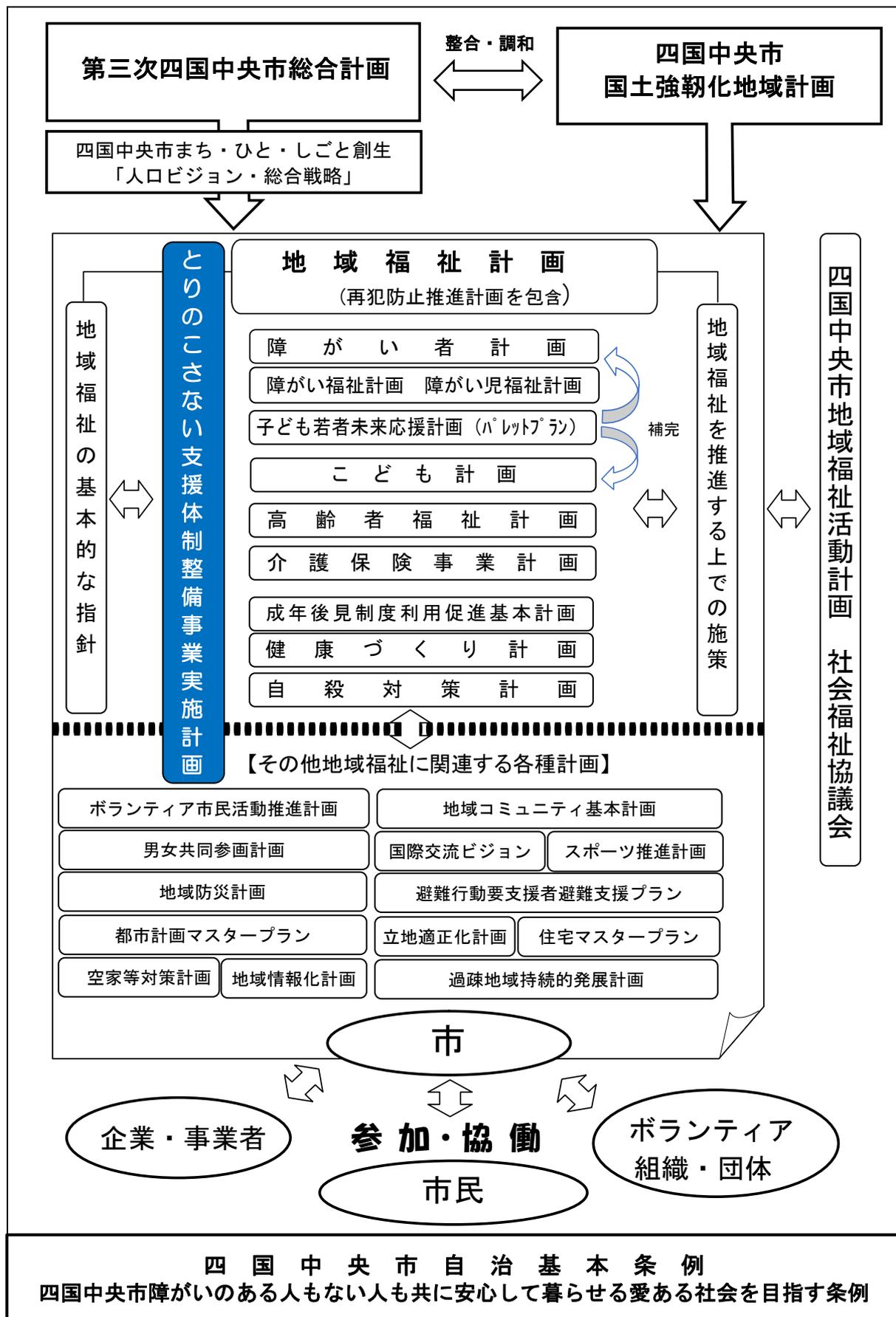
四国中央市 とりのこさない支援体制整備事業 イメージ図



3. 位置づけ

この事業を適切かつ効果的に行うため、法第106条の5の規定に基づき、事業の提供体制に関する事項を定める「四国中央市とりのこさない支援体制整備事業実施計画」（以下「この計画」という。）を策定するものです。

また、この計画は、第3次四国中央市地域福祉計画の附属計画として位置づけるとともに、総合計画や地域福祉計画を上位計画とする各分野の計画と整合性・調和を図りながら推進していきます。（図3）



4. 計画期間

この計画の期間は、令和7年度から令和8年度までの2年間とします。
 なお、以降は四国中央市地域福祉計画と一体的に策定いたします。

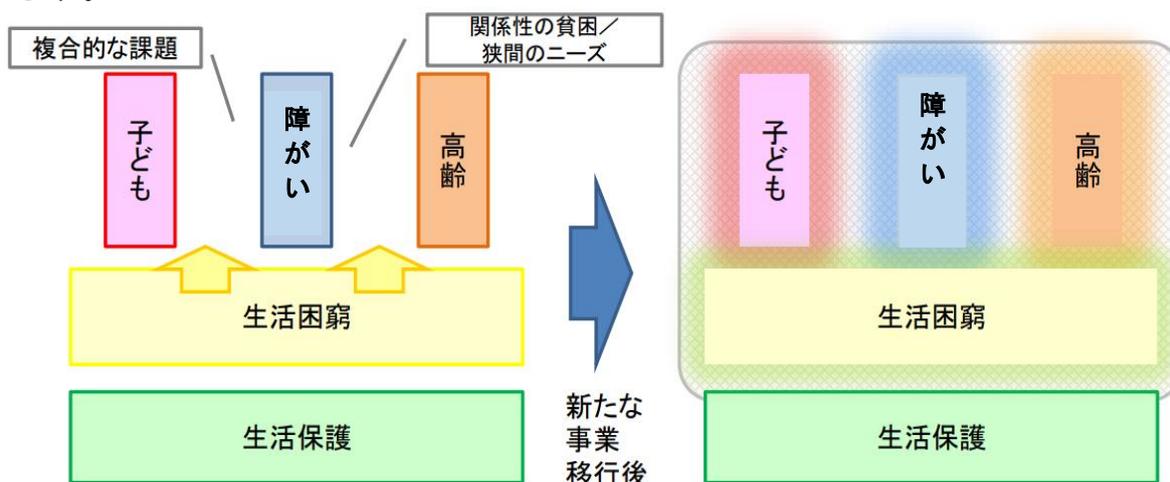
◆計画の期間

名称 \ 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
総合計画	第三次											
	前期基本計画						後期基本計画					
地域福祉計画	第三次						第四次					
とりのこさない支援体制整備事業実施計画				実施計画								

5. 対象

この事業は、人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えるものとして創設されたものです。

こうした困難や生きづらさは個々で大きく異なるため、どのような困難や生きづらさでも支援の対象となりうるという前提で、すべての人びとのための仕組みとします。



出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 令和3年度重層的支援体制整備事業人材養成研修
 「地域共生社会」実現に向けた重層的支援体制整備事業の実施について※「障害」を「障がい」に修正

6. とりのこさない支援体制整備事業において実施する事業

(1) 包括的相談支援事業 【設置形態：基本型】

介護、障がい、こども、生活困窮の各分野の相談支援事業者が、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、関係支援機関との連携、つなぎを行います。複雑化・複合化した相談は、多機関協働事業につなぎ支援関係機関で連携を図りながら支援を行います。

実施事業	対象分野	運営形態	実施体制	拠点数
地域包括支援センターの運営 【法第106条の4第2項第1号のイ】	介護	直営	【支援機関】 四国中央市地域包括支援センター 【所管課】 長寿支援課	1
基幹相談支援センター等機能強化事業 【法第106条の4第2項第1号のロ】	障がい	委託	【支援機関】 四国中央市基幹相談支援センター 【所管課】 生活福祉課	1
利用者支援事業 【法第106条の4第2項第1号のハ】	こども	直営	【支援機関】 四国中央市こども家庭センター 【所管課】 こども家庭課 保健推進課	1
生活困窮者自立相談支援事業 【法第106条の4第2項第1号のニ】	生活困窮	委託	【支援機関】 四国中央市生活相談支援センター（社会福祉協議会） 【所管課】 生活福祉課	1
その他の事業	女性 消費生活 等	直営	【支援機関】 四国中央市市民くらしの相談室 【所管課】 地域振興課	1

	こども 若者	直営	【支援機関】 四国中央市子ども若者発 達支援センター(子ども若 者総合相談センター) 【所管課】 発達支援課	1
	こども	直営	【支援機関】 こども支援室 教育支援センター(キト リ) 教育支援センター(ユーミ ールーム) 教育支援センター(はあと ふる DoI) 教育支援センター(あおぞ ら) 【所管課】 教育委員会 学校教育課	5

(2) 地域づくり事業 【設置形態：基本型】

介護、障がい、こども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組とのマッチング等の、多様なコーディネートを行います。

実施事業	対象分野	運営形態	実施体制	拠点数
地域介護予防活動支援 事業 【法第 106 条の 4 第 2 項 第 3 号のイ】	介護	直営	【支援機関】 貯筋体操サークル サポーター養成講座 【所管課】 長寿支援課	1

<p>生活支援体制整備事業</p> <p>【法第 106 条の 4 第 2 項 第 3 号のロ】</p>	<p>介護</p>	<p>委託</p>	<p>【支援機関】 四国中央市社会福祉協議 会</p> <p>【所管課】 長寿支援課</p>	<p>3</p>
<p>地域活動支援センター 事業</p> <p>【法第 106 条の 4 第 2 項 第 3 号のハ】</p>	<p>障がい</p>	<p>委託</p>	<p>【支援機関】 茶れんじ・しゃぼん玉 （四国中央市社会福祉協 議会）</p> <p>風楽里 （社会福祉法人光と風）</p> <p>【所管課】 生活福祉課</p>	<p>3</p>
<p>地域子育て支援拠点事 業</p> <p>【法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のニ】</p>	<p>こども</p>	<p>直営 委託</p>	<p>【支援機関】 乳児保育所こども村子育 て支援センター（委託）</p> <p>みしま乳児保育園子育て 支援センターひよこ（委 託）</p> <p>四国中央市子育て支援セ ンターすくすく（直営）</p> <p>親子のくつろぎスペース にこにこルーム（委託）</p> <p>親子ふれあい広場ふわり ん（委託）</p> <p>土居おやこ広場（直営）</p> <p>【所管課】 こども家庭課</p>	<p>6</p>
<p>生活困窮者支援等のた めの地域づくり事業</p> <p>【法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号】</p>	<p>生活困窮</p>	<p>直営</p>	<p>地域の福祉ニーズを把握 するための事業や分野を 横断した社会資源マップ づくり</p> <p>地域づくりの担い手がつ ながるプラットフォーム</p>	<p>1</p>

			の展開	
			【所管課】 生活福祉課	

(3) 新たな機能

新たな機能である「参加支援事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「多機関協働事業」については次のとおりです。

実施事業	運営形態	実施体制
参加支援事業 【法第106条の4第2項第2号】	直営 委託	【実施主体】 包括的相談支援事業者が事業の一環として実施 【所管課】 各包括的相談支援事業担当課
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 【法第106条の4第2項第4号】	直営 委託	【実施主体】 包括的相談支援事業者が事業の一環として実施 【所管課】 各包括的相談支援事業担当課
多機関協働事業 【法第106条の4第2項第5号】	直営	【実施主体】 各包括的相談支援事業担当課 【所管課】 各包括的相談支援事業担当課

7. 関係機関間の連携

(1) 重層的支援会議（法第106条の4第2項第6号）

重層的支援会議は、本人の同意のあるケースに対して、支援機関間の役割分担・支援の方向性の共有を行い、支援プラン作成・協議等を行います。

なお、重層的支援会議は、重層的支援担当課が主催し、案件ごとに構成メンバーを決定し随時開催とします。

開催回数（見込）	令和7年度	令和8年度
	16回	20回

(2) 支援会議（法第106条の6）

本人から同意が得られていないが、緊急性のあるケースや、早期に支援体制の検討を進めるケースについて、支援関係機関間で情報共有や支援体制の検討を行うため守秘義務を設け、情報の共有や日常生活を営むための支援・見守り等の必要な体制の検討を行います。

なお、支援会議は、重層的支援担当課が主催し、案件ごとに構成メンバーを決定し随時開催とします。

開催回数（見込）	令和7年度	令和8年度
	8回	12回

8. 計画の推進

四国中央市とりのこさない支援体制整備事業は、複合的な生活課題を抱える世帯に対する包括的な支援と地域住民等による地域福祉の推進を一体的かつ重層的に実施する体制を整備するものです。

重層的支援担当課が多機関協働事業の中核を担い、関係課や支援機関、地域住民等との各種会議を開催し、情報共有や役割分担の整理、支援方法の検討等を行います。

連携協力担当者の配置

庁内連携を進めるため、関係各課から重層的支援体制整備事業の連携窓口となる連携協力担当者を配置し、必要に応じて重層的支援会議に出席します。

9. 計画の検証

この事業が円滑かつ効果的に実施されるよう、実施計画に基づく事業の実施状況を一定期間ごとに確認し必要な見直しを行います。

具体的な手段として、「関係機関の共通認識を基にした事業実施計画の策定」→「計画に基づいた事業実施」→「事業実施結果の評価・検証」→「実施結果等を踏まえた計画見直し」といったPDCAサイクルを活用し検証いたします。

10. 策定までの経緯

(1) 重層的支援体制整備事業相談機関庁内連携会議

◎目的

重層的支援体制整備事業について、令和7年度からの本格実施に向け、各分野の相談実務担当者が中心となり、本市の重層的支援体制整備事業のあり方を協議。併せて、各分野の業務と重層的支援体制整備事業が円滑に連携出来る支援体制の構築について協議。

◎構成メンバー

生活福祉課（主管課）、長寿支援課 地域包括支援センター、こども家庭課、発達支援課、保健推進課、社会福祉協議会 生活相談支援センター（委託）・生活支援体制整備事業（委託）、基幹相談支援センター（委託）

◎協議内容

実施計画の策定検討

重層的支援体制整備事業交付金への移行検討

地域づくり（居場所）に関する協議

相談支援体制の方向性の検討

日時	主な協議内容
第1回 令和5年 6月12日	重層的支援会議のあり方について協議
第2回 令和5年 7月26日	各機関との連携について協議
第3回 令和5年 8月25日	包括的相談支援体制について「断らない相談」を実現していくために、まず各相談機関がどういう範囲・内容を所管しているのかを確認
第4回 令和5年 9月28日	包括的相談支援体制構築に向けた、各機関の守備範囲や役割分担・狭間について協議①
第5回 令和5年 11月7日	包括的相談支援体制構築に向けた、各機関の守備範囲や役割分担・狭間について協議②
第6回 令和5年 12月7日	包括的相談支援体制構築に向けた、各機関の守備範囲や役割分担・狭間について協議③
第7回 令和6年 1月25日	断らない相談支援（包括的相談支援体制）から重層的支援会議へのつなぎまで
第8回 令和6年 2月20日	個人情報に関する管理・取扱規定（案）について①

第9回 令和6年 3月21日	個人情報に関する管理・取扱規定（修正案）について② 事例提供について（地域包括支援センター） 令和6年度重層的支援体制移行準備の協議体について
第10回 令和6年 5月27日	重層的支援体制整備事業における「連携協力担当者（仮）」及び予算計上の考え方について協議
第11回 令和6年 7月25日	重層事業における地域づくりのイメージ共有に向けたグループワーク
第12回 令和6年 9月26日	実施計画（素案）の策定について 包括的相談支援事業におけるつながるシートの運用について
第13回 令和6年 11月19日	重層的支援体制整備事業交付金について 重層的支援会議3ケースを振り返り、支援体制や連携を考える



重層事業における地域づくりのイメージ共有に向けたグループワーク

11. 参考（関係法令等）

（１）社会福祉法

（昭和二十六年三月二十九日）
（法律第四十五号）

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（平二九法五二・追加、平三〇法四四・令二法五二・一部改正）

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

- 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業
 - ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
 - ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業
 - ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 市町村は、重層的支援体制整備事業(前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。)を実施するに当たっては、児童福祉法第十条の二第二項に規定することも家庭センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令二法五二・追加、令四法六六・一部改正)

(重層的支援体制整備事業実施計画)

第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第七十七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(令二法五二・追加)

(支援会議)

第百六条の六 市町村は、支援関係機関、第百六条の四第四項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者(第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援会議」という。)を組織することができる。

2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

(令二法五二・追加)

(2) 四国中央市重層的支援体制整備事業移行準備事業実施要綱

令和4年3月30日
告示第49号

(目的)

第1条 この告示は、重層的支援体制整備事業への円滑な移行を図るために準備する事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生労働省令第28号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、生活困窮者自立相談支援事業等の実施について（平成27年7月27日付け社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知）別紙生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（以下「実施要綱」という。）3(5)アに規定する重層的支援体制整備事業への移行準備事業に係るもののうち、次に掲げるものとする。

- (1) 庁内連携会議（実施要綱別添20重層的支援体制整備事業への移行準備事業実施要領（以下「実施要領」という。）3(1)アに規定する庁内連携会議をいう。以下同じ。）に関すること。
- (2) 多機関協働の取組（実施要領3(2)に規定する多機関協働の取組をいう。以下同じ。）に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、重層的支援体制整備事業への円滑な移行を図るために市長が必要と認めるもの

(庁内連携会議)

第4条 庁内連携会議は、前条第2号及び第3号に掲げる事業の効果的な推進を図るため、次に掲げる事項の検討を行うものとする。

- (1) 事業の実施に関し必要な情報の共有
- (2) 多機関協働の取組による支援の必要性
- (3) 地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援の体制
- (4) 重層的支援体制整備事業への移行に向けた具体的な取組及び移行計画の作成
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 庁内連携会議の委員（以下「委員」という。）は、相談支援事業者を所管する担当職員をもって組織する。

3 庁内連携会議は、必要があると認めるときは、庁内連携会議の会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(多機関協働の取組の対象者)

第5条 多機関協働の取組の対象となる者（以下「対象者」という。）は、複雑化かつ複合化した支援を必要とする者で、前条第1項第2号に掲げるものの検討の結果、支援関係機関による役割分担を行うことが望ましい事例と判断されたものとする。

(多機関協働の取組による相談受付)

第6条 実施要領3に規定する多機関協働の事業者は、多機関協働の取組により支援を行う場合は、対象者から相談を受け付け、事業の申込みを受け取るものとする。

(守秘義務)

第7条 事業に関係する者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委託)

第8条 市長は、事業（第3条第1項第1号に掲げる事業を除く。）の全部又は一部を省令第34条の9に定める者に委託することができる。

(その他)

第9条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する

四国中央市とりのこさない支援体制整備事業実施計画

発行年月 : 令和7年2月

発行・編集 : 四国中央市 福祉部 生活福祉課

住所 : 〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号

電話 : 0896-28-6023

ファックス : 0896-28-6172

メールアドレス : seikatsuhukushi@city.shikokuchuo.ehime.jp

ホームページアドレス : <https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp>